静岡県統計調査事務取扱規程(昭和32年静岡県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。 令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前

第2条 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)第4条に規定する本庁に置かれた課及び室の長並びに同規則第6条に規定する出先機関の長(以下「課長等」という。)は、県統計調査を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について経営管理部ICT推進局統計利用課長(以下「統計利用課長」という。)に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)  $\sim$  (7) (略)

- (8) その他統計利用課長が必要と認める事項
- 2 <u>統計利用課長</u>は、前項の規定による協議を 受けたときは、必要に応じて関係する課長等 の意見を聴いた上で、同項の県統計調査につ いて助言し、又は意見を述べることができ る。
- 3 課長等は、第1項の県統計調査を中止しよ うとするときは、速やかに<u>統計利用課長</u>に通 知しなければならない。
- 4 課長等は、県統計調査以外の統計調査(県がその内部において実施するものを除く。)を 実施しようとするときは、あらかじめ、第1 項各号に掲げる事項を統計利用課長に通知し なければならない。通知した事項を変更し、 又はその統計調査を中止しようとするとき も、同様とする。
- 第3条 統計法(平成19年法律第53号)第24条

改正後

第2条 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)第4条に規定する本庁に置かれた課及び室の長並びに同規則第6条に規定する出先機関の長(以下「課長等」という。)は、県統計調査を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について<u>知事直轄組織デジタル戦略局データ活用推進課長</u>(以下「データ活用推進課長」という。)に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。

 $(1) \sim (7)$  (略)

- (8) その他<u>データ活用推進課長</u>が必要と認め る事項
- 2 <u>データ活用推進課長</u>は、前項の規定による 協議を受けたときは、必要に応じて関係する 課長等の意見を聴いた上で、同項の県統計調 査について助言し、又は意見を述べることが できる。
- 3 課長等は、第1項の県統計調査を中止しよ うとするときは、速やかに<u>データ活用推進課</u> 長に通知しなければならない。
- 4 課長等は、県統計調査以外の統計調査(県がその内部において実施するものを除く。)を 実施しようとするときは、あらかじめ、第1 項各号に掲げる事項を<u>データ活用推進課長</u>に 通知しなければならない。通知した事項を変 更し、又はその統計調査を中止しようとする ときも、同様とする。
- 第3条 統計法(平成19年法律第53号)第24条

第1項の規定による届出は、<u>経営管理部IC</u> <u>T推進局統計利用課</u>を通じて行わなければな らない。届出事項の変更の届出についても、 同様とする。

- 第4条 課長等は、統計調査の結果報告書(以下「報告書」という。)を、報告書作成後速やかに統計利用課長へ送付しなければならない。この場合において、特に秘密の取扱いを要するものについては、報告書の表部にその旨を朱書きするものとする。
- 第5条 統計利用課長は、前条の規定により送付された報告書を、その有効かつ適切な活用を図るため、必要な整理及び保存をしなければならない。
- 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。

第1項の規定による届出は、<u>知事直轄組織デジタル戦略局データ活用推進課</u>を通じて行わなければならない。届出事項の変更の届出についても、同様とする。

- 第4条 課長等は、統計調査の結果報告書(以下「報告書」という。)を、報告書作成後速やかにデータ活用推進課長へ送付しなければならない。この場合において、特に秘密の取扱いを要するものについては、報告書の表部にその旨を朱書きするものとする。
- 第5条 <u>データ活用推進課長</u>は、前条の規定により送付された報告書を、その有効かつ適切な活用を図るため、必要な整理及び保存をしなければならない。